

# 委任状

平成 年 月 日

インディペンデント・レーベル協議会 殿

当社は、インディペンデント・レーベル協議会を代理人と定め、下記の権利行使について委任いたします。

委任に当り、当社は、CD等の正味売上高及び生産枚数等を貴協議会の定めた書式、期日までに報告することを約諾します。

また、当社の報告内容を社団法人日本レコード協会に限り開示すること、並びに、貴協議会が当社の報告内容を監査することに同意いたします。

## 記

- 著作権法第九十七条に規定されているレコード製作者に関する商業用レコードの放送及び有線放送等における二次使用料の徴収。
- 著作権法第五章私的録音録画補償金に規定されているレコード製作者に関する補償金の徴収。
- レコード製作者が持つレコードの複製権の内、社団法人日本レコード協会の管理委託契約約款規定第三条第一項第一号の、以下の各号に定める利用方法に関する利用許諾契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに附帯する業務。
  - レコードを放送のために録音すること。
  - レコードを録音した放送番組を保存すること。
  - レコードを録音した放送番組を次に掲げる放送に関連する業務の範囲内で利用すること。但し、レコードを録音した当該放送番組を大量に複製し頒布する場合を除く。
    - 番組制作における業務上の目的で利用すること。
    - 国内国外の放送事業者及び有線放送事業者が行う放送又は有線放送（CCTVを含む。）のために提供すること。ただし、国外への提供に洋盤を使用する場合には、ボーカル曲を除き、ボーカル以外の曲は1コーラス程度の背景的な使用とする。
    - 出演者、執筆者等の番組寄与者に提供すること。
    - 官公庁、営利を目的としない教育・研究機関及び福祉団体等に提供すること。
    - 公共団体又は公益法人が設置した放送番組ライブラリー、博物館等に非営利の目的で視聴させるために提供すること。
    - 国内国外の番組コンクール又は番組見本市に出品すること。
    - 番組のPR・宣伝活動のために利用すること。
    - 営利を目的としない催物に利用すること。
    - 航空機等の交通機関において利用すること。
    - 放送技術の研究開発及びその成果の紹介のために利用すること。
    - 上記各号に準ずる目的のために利用すること。
- レコードの送信可能化権並びに複製権の内、社団法人日本レコード協会の管理委託契約約款規定第三条第一項第二号の、以下の各号に定める利用方法に関する利用許諾契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに附帯する業務。
  - 次に掲げるレコードを録音した放送番組を、放送と同時に自動公衆送信装置に入力する方法により送信可能化すること（ただし、受信先の記憶装置に複製させない形式に限る）。
    - 日本放送協会が放送する番組
    - 地上放送を行う一般放送事業者（コミュニティ放送事業者を除く。）が放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）
    - コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）
    - 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送する番組
    - 社会福祉事業を行う者（社会福祉法に定める社会福祉法人に限る。）が放送する番組

## 組

- ⑥ 電気通信役務利用放送法に基づいて、電気通信役務利用放送事業者がIPマルチキャスト放送により同時再送信する以下の番組
  - (a) 日本放送協会が放送する番組
  - (b) 地上放送を行う一般放送事業者が放送する番組（コマーシャルを除く。）
  - (c) 衛星放送を行う放送事業者（他人の委託により放送するものを除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）
- (2) 次に掲げる番組を、受信先の選択により冒頭からストリーム送信する目的で、番組を自動公衆送信装置に記録し、番組が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、又は番組が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換する方法により送信可能化すること（ただし、受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。なお、ニア・オンデマンド型（同一番組を繰返し送信する利用形態）を含むものとする）。
  - ① 日本放送協会が放送した番組
  - ② 地上放送を行う一般放送事業者が放送したテレビ番組（コマーシャルは除く。）
  - ③ 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会又は他人の委託により放送する者を除く。）が放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）
  - ④ 非営利教育機関が放送した番組
  - ⑤ 社会福祉事業を行う者が放送した番組
5. レコード実演の送信可能化権の内、社団法人日本レコード協会の管理委託契約約款規定第三条の二第一項の、以下の利用方法に関する利用方法に関する利用許諾契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに附帯する業務。

次に掲げる番組を、受信先の選択により冒頭からストリーム送信する目的で、番組を自動公衆送信装置に記録し、番組が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、又は番組が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換する方法により送信可能化すること（ただし、受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。なお、ニア・オンデマンド型（同一番組を繰返し送信する利用形態）を含むものとする。）。

- ① 日本放送協会が放送した番組
- ② 地上放送を行う一般放送事業者が放送したテレビ番組（コマーシャルは除く。）
- ③ 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会又は他人の委託により放送する者を除く。）が放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）
- ④ 非営利教育機関が放送した番組
- ⑤ 社会福祉事業を行う者が放送した番組

以上

住所 〒

.....

会社名 印

代表者名 印

TEL : FAX :

E-mail